

社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会

短期入所生活介護 ひかり苑 重要事項説明書

＜ 令和6年4月1日 現在 ＞

1 当施設が提供サービスについての相談窓口

連絡先	042-398-1801 (通常は9時～17時)
担当者	生活相談員

2 特別養護老人ホーム ひかり苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会 特別養護老人ホーム ひかり苑
所在地	東京都東村山市富士見町2丁目7番地40号
介護保険指定番号	指定介護老人福祉施設 (東京都1372700102号)

(2) 同施設の職員体制

職種	人員数
園長	1名
事務職員	必要数
生活相談員	常勤1名以上
看護師	2名以上(うち1名以上常勤)
医師	1名以上
管理栄養士	1名以上
調理員	必要数

職種	人員数
介護職員	法令に定める常勤換算方法により、看護師との総数で利用者3名またはその端数を増すごとに1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	1名以上

(3) ひかり苑の概要

定員	54名(4名短期入所用)	静養室	1室
居室 2人部屋	26室(2室短期入所用)	医務室	1室
1人部屋	2室	食堂	1か所
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	多目的室	1室
		機能訓練室	1室

※ 2人部屋 (1室34.50㎡)、1人部屋 (17.90㎡)

※ トイレは部屋と部屋の間にあります。

3 サービス内容

(1) 食事

個別の栄養ケア計画に基づいた食事を提供します（普通食・キザミ食・極キザミ食・ミキサー食・ソフト食・補食・治療食）

(2) 入浴

体調等を考慮しながら、週に2回以上の入浴または清拭を行います。

(3) 介護

- ① 短期入所生活介護計画に基づいて、介護サービスを提供します。
- ② 心身の状況等に応じて、プライバシーを尊重しながら（食事・入浴・排泄・移動・身だしなみ等）必要な援助をおこないます。

(4) 機能訓練

- ① 日常生活機能維持、向上を目指したりハビリテーションを提供します。
- ② 利用者を専門的に評価し、体調を考慮しながら、（理学療法・作業療法・音楽活動等）個別のプログラムに沿った個別訓練やグループ訓練をおこないます。
- ③ レクリエーションや趣味活動を通して余暇の充実を図ります。

(5) 生活相談

随時、生活相談員が生活上の要望や希望を伺い相談援助を行います。

(6) 健康管理

利用者が健康に過ごすために、利用者の日々の健康管理をおこなうと共に健康衛生の向上に努めます。

(7) 生活支援

- ① 利用者が日々の生活を快適に安心して過ごせるような生活支援をおこないます。
- ② 理美容サービス等の生活環境支援。
- ③ 行事・クラブ活動等の余暇活動支援。

4 介護保険が定める法定料金（サービス単位が1単位＝10,83円となります）【1日概算】

(1) 基本サービス（令和6年4月1日～）

要介護区分		単位数	費用	自己負担分【1割負担】	自己負担分【2割負担】	自己負担分【3割負担】
予防	要支援1	451	4884円	489円	977円	1466円
	要支援2	561	6075円	608円	1215円	1823円
介護	要介護1	603	6530円	653円	1306円	1959円
	要介護2	672	7277円	728円	1456円	2184円
	要介護3	745	8068円	807円	1614円	2421円
	要介護4	815	8826円	883円	1766円	2648円
	要介護5	884	9573円	958円	1915円	2872円

(2) 加算料金

法令に基づく介護報酬額に準じます。

自己負担額は算定する加算等により変動する場合があります。

(3) その他の所定料金

① 食費・居住費

食費	朝食： 470円	居住費（多床室）	855円/日
	昼食： 640円	居住費（従来型個室）	1,171円/日
	夕食： 540円	令和6年8月1日から	
	1日： 1,650円	居住費（多床室）	915円/日
		居住費（従来型個室）	1,231円/日

食費・居住費については「介護保険負担限度額申請」により所得に応じ以下の軽減制度を利用できます。申請は住所地の区市町村窓口で行ないます。

所得段階	食費	居住費	
		多床室	従来型個室
第1段階	300円	0円	320円 ※8月以降380円
第2段階	600円	370円 ※8月以降430円	420円 ※8月以降480円
第3段階①	1000円	370円 ※8月以降430円	820円 ※8月以降880円
第3段階②	1300円	370円 ※8月以降430円	820円 ※8月以降880円
その他 (第4段階)	1650円	855円 ※8月以降915円	1171円 ※8月以降1231円

※ このほか「高額介護サービス費用」申請を行うことで基準額を超えた費用が還付される制度もあります。詳しくはお住まいの区市町村までお問合せください。

② その他

日用品費用（選択）

内容	金額	備考
<input type="checkbox"/> 個人用箱ティッシュ	60円/1箱	*これらの日用品はご希望により左記金額にて購入することが出来ます。
<input type="checkbox"/> 個人用ペーパータオル	90円/1袋	
<input type="checkbox"/> 歯ブラシ・舌ブラシ・義歯ブラシ各種	110～460円/1本	
<input type="checkbox"/> 歯磨き剤・洗口液各種	10～100円/1か月	
<input type="checkbox"/> 歯磨きティッシュ	430円/1か月	
<input type="checkbox"/> 義歯洗浄剤	140円/1か月	
その他	実費	

個人電化製品使用料（選択）

<input type="checkbox"/> 電気代	60円/日
------------------------------	-------

個別サービス利用料（選択）

料金内容	金額
<input type="checkbox"/> 特別なお食事費用（お楽しみ食）	700円
<input type="checkbox"/> 特別なお食事費用（おせち料理）	1,300円
喫茶代	実費
教養娯楽等に係る材料費	実費
その他外部サービス利用費用	実費

（4） キャンセル料

キャンセル料はかかりませんので、利用ができなくなった場合は早急にご連絡ください。

（5） 利用中の中止

- ① 利用途中にサービスを中止して退所された場合、退所日までの日数を基に計算いたします。
- ② 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合がありますのでご了承ください。
 - ・利用者が利用途中での退所を希望された場合。
 - ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪い等利用に耐えられない場合。
 - ・利用中に体調が悪い等継続して利用が困難になった場合。
 - ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合。

5 利用料のご請求・お支払方法について

（1）毎月、15日頃までに前月分の請求をいたしますので、その月の末日までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

① お支払い方法

- ・お支払い方法は、原則、施設口座への振込、お手続きいただいたお口座からの引落の2通りです。

②施設口座への振込

- ・利用月の翌月末日までに施設口座へお振込みください。手数料は利用者負担となります。

③利用者口座からの引落

- ・「預金口座振替依頼書」にご記入いただきます。お手続きいただいた口座からお引落をさせていただきます。手数料は利用者負担となります。利用月の翌月27日に引落をさせていただきます。
- ・お手続きに時間を要しますので、手続き完了するまでは、お振込みでお支払ください。
- ・残高不足などにより、お引落が行えなかった場合は、利用月の翌々月10日までにひかり苑指定口座へお振込みをお願いします。

6 サービスの利用方法

（1） 利用当日

- ① 介護保険証、健康保険証、診察券、緊急対応連絡票、ショートステイ利用表、所持品リストをご持参下さい。
- ② 初回のみ、契約書、契約書別紙、重要事項説明書をご持参下さい。

7 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

① 基本方針

- ・個人の尊厳をまもり、利用者の意向を十分に尊重いたします。
- ・利用者の心身の健全と、一人ひとりに応じた自立を支援いたします。
- ・地域の皆さんと一緒に福祉の街づくりに努めます。

② 経営方針

- ・利用者の立場に立ってサービスを考えます。
- ・利用者のため質の高いサービスを提供します。
- ・笑顔と挨拶と礼儀を大切にします。
- ・透明で開かれた施設を目指します。
- ・健全な施設経営を目指します。

③ 虐待の防止及びハラスメント対策、身体拘束等の適正化の推進

当施設は、利用者の人権擁護、虐待、ハラスメントの防止等の観点から次の措置を講じます。

- (ア) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するほか、担当者を定めるなど必要な体制の整備を行っていきます。
- (イ) 虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、区市町村の通報窓口の周知等）をとり、虐待が発生した場合には速やかに区市町村の窓口に通報致します。
- (ウ) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (エ) 適切な介護のサービスの提供を確保する観点から、職場における性的な言動や優越的な関係を背景とした言動等によるハラスメントの他、利用者やその家族等から受けるセクシャルハラスメントにより、職員の就業環境が害されることを防止する為の対策を講じます。

④ 事業継続の取り組み

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護の継続的な提供や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定、全職員に対して周知するとともに、当該計画に従い必要な措置を講じます。

また、必要な研修及び訓練を定期的実施するとともに、定期的に業務継続計画の見直しや必要に応じて当該計画の変更を行います。

感染症予防及びまん延防止のための措置として、以下の対策を講じます。

- (ア) 感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、概ね3ヶ月に1回以上開催します。
- (イ) 当施設における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (ウ) 感染症や災害が発生した場合には、職員が連携し取り組むことから、必要な研修及び訓練の実施にあたっては、全ての職員が参加できるようにします。

(2) ひかり苑での生活について

① ご相談

ひかり苑での生活についてご不明な点がありましたら、職員にお知らせくださいますようお願いいたします。

- ・日常生活・介護に関するお悩み (担当介護員など)
- ・その他生活全般のお悩み・金銭に関すること (生活相談員など)
- ・医療・健康面に関すること (主治医・嘱託医・看護師など)
- ・施設の設備・運営面に関すること (施設長・副施設長・生活相談員など)
- ・その他職員以外への相談 (オンブズパーソンなど)

② 食事・おやつ

- ・朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ です。
- ・お食事場所は2階の食堂になります。
- ・利用者同士でお食事やおやつのやりとりはご遠慮ください。
- ・お茶やお湯は給茶機をご利用ください。または職員へお申し付けください。
- ・おやつは原則介護員室でお預かりしています。ご家族からの差し入れの際は介護員へお声掛けください。誤嚥などへの配慮の為ご了解ください。

③ 入浴

- ・入浴は1週間に2回です。
- ・体調不良時には全身清拭を行います。

④ 洗濯

- ・ご希望があれば、洗濯物はひかり苑で行います。各自衣類には名前をつけてください。
- ・高価な衣類等は外部クリーニングをご利用ください。

(3) 施設利用にあたっての留意事項

① 面会

- ・面会時間は特に設けていませんが、同室者に迷惑がかかる時間帯（早朝・夜間等）はご遠慮ください。
- ・居室での長時間のご面会は他の利用者様のご迷惑となる場合がありますので、ロビー等でお願いたします。
- ・面会時のお食事・おやつなどの差し入れの場合は職員へお知らせください。誤嚥事故の原因となります。
- ・感染症まん延予防のため面会を一時的に制限する場合がありますのでご協力ください。

② 外出

- ・ご家族等の面会者が付き添って、外出や散歩をされることはご自由です。必ず職員に声を掛けてください。

③ 飲酒、喫煙

- ・喫煙コーナーがありますのでご利用ください。医師からの指導がない限り、特に規制は設けておりません。職員がお預かりして飲酒や喫煙をしていただくこともできます。

- ④ 設備、器具の利用
- ・テレビはロビーにもありますが、居室のテレビもご利用になれます。また、ポータブルトイレや移動介助バー等を必要に応じて設置いたします。
- ⑤ 金銭・貴重品の管理
- ・紛失の際の責任は負いかねますので、高額な金品や貴重品のお持込みはご遠慮下さい。
- ⑥ 医療機関への受診について
- ・体調不良などで受診を必要とする場合は原則ご家族でお付き添い願います。付き添いができない場合は外部のヘルパー（有料）をご利用いただく場合があります。定期的な通院等のご予定がある場合には事前にお知らせください。
- ⑦ 個人情報保護について・写真・名前の掲載について
- ・ひかり苑では、地域に開かれた施設を目指しており、近隣のボランティアの方々、小中学校の職場体験及び介護福祉士等の実習生の受入れを活発に行なっています。ボランティアや実習生には個人情報保護の同意書を取り交わし受け入れますので、ご理解くださいますようお願いいたします。また、広報誌（もみの木等）やインターネット上のホームページにおいて行事風景のスナップを掲載する場合があります。写真掲載について支障のある場合は生活相談員までお知らせください。

8 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。なお、協力医療機関での対応が困難な場合には近隣の救急病院等への搬送もあります。

緊急連絡先			
氏名	続柄	住所	電話番号
			自宅 携帯
			自宅 携帯
			自宅 携帯

※ 協力医療機関

新山手病院

〒189-0021 東京都東村山市諏訪町3-6-1
TEL 042-391-1425

久米川病院

〒189-0012 東京都東村山市本町4-7-14
TEL 042-393-5511

さつきクリニック

〒185-0023 東京都国分寺市西元町2-17-14
TEL 042-359-4197

9 非常災害対策

(1) 防災時の対応

消防計画にもとづいて適切な対応をおこないます。

(2) 防災設備

非常通報装置、防火戸、防火シャッター、スプリンクラー、自家発電装置、消火器、屋内消火栓等を設置しています。

(3) 防災訓練

毎月1回定期的な防災訓練を実施しています。

(4) 防火責任者

施設長 河野雄太

10 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 電話 042-398-1801

(2) その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

東京都国民健康保険団体連合会	電話	03-6238-0177 (直通)
福祉サービス運営適正化委員会	電話	03-5283-7020
東村山市 高齢介護課	電話	042-393-5111
東大和市役所 高齢介護課	電話	042-563-2111
小平市役所 介護福祉課	電話	042-346-9539

1.1 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会
代表者役職・氏名	理事長 飯山 幸雄
本部所在地・電話番号	東京都新宿区原町3丁目8番地 TEL 03-3341-7161~4 FAX 03-3341-7165

1.2 高齢者支援系グループ施設

(1) 高齢者福祉施設関係

① 養護老人ホーム	万世敬老園
② 軽費老人ホーム	サンホーム (A型)
③ 特別養護老人ホーム	フジホーム、ニューフジホーム、原町ホーム、ゆたか苑、ひかり苑

(2) 短期入所生活介護

フジホーム、ニューフジホーム、原町ホーム
ゆたか苑、ひかり苑

(3) 認知症対応型共同生活介護

グループホームかえて、原町グループホーム

(4) 通所介護

フジ・デイサービスセンター

(5) 認知症対応型通所介護

東大和市ふれあいデイセンターひかり苑

(6) 小規模多機能型居宅介護

原町小規模多機能居宅介護センター
昭和郷小規模多機能居宅介護センター

(7) 地域包括支援センター

新宿区榎町高齢者総合相談センター
昭島市中部地域包括支援センターあいぼっく

(8) 居宅介護支援事業所

フジホーム、原町ホーム、ゆたか苑

(9) 救護施設

昭島荘

(10) 小平市訪問給食サービス

サンホーム

(11) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者住宅さくらガーデン

(12) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

昭和郷訪問介護センター

短期入所生活介護にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

〈住所〉 東京都東村山市富士見町2丁目7番地40号

〈事業者名〉 社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会

特別養護老人ホーム ひかり苑
〈代表者名〉 施設長 河野 雄太 印

〈説明者〉 所属 生活相談員
氏名 成宮 三佐子 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

〈住所〉

〈氏名〉 印

代理人

〈住所〉

〈氏名〉 印

指定短期入所生活介護 ひかり苑 契約書

様（以下、「利用者」といいます）と指定介護老人福祉施設 ひかり苑（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、契約日より利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約期間中の利用期間は【短期入所生活介護計画書】のとおりです。
- 3 利用者は、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。
利用期間の変更の申し出は、可能な限り速やかに行うこととします。
- 4 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。

第3条（短期入所生活介護の提供場所・内容）

短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホーム ひかり苑です。所在地および設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。

- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者の希望、状況等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- 5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。
- 6 利用者が4日間以上にわたり継続して入所することが予定される場合には、短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得るものとします。また、作成した短期入所生活介護計画を利用者に交付するものとします。

第4条（サービスの提供の記録）

事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者またはその家族にお渡しします。

- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第5条 (料金)

利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を短期入所生活介護の利用毎に支払います。

- 2 事業者は、料金の合計額の請求書に明細を付して、利用終了日に利用者へ交付します。
- 3 利用者は、料金の合計額を利用終了後日に窓口で現金で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第6条 (利用開始前のサービスの中止)

利用者は、事業者に対して、利用中止を申し出ることができます。

- 2 利用中止の申し出は、事業者に対して可能な限り速やかにすることとし、利用しなかった期間について料金の負担はありません。

第7条 (利用期間中の中止)

利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。

- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第8条 (料金の変更)

事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条 (契約の終了)

利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、7日間の予告期間をおきます。
 - (1) 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合。

- (2) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により2ヶ月以上にわたってサービスの利用ができない状態であることが明らかになった場合。
- (3) 利用者またはその家族が、事業者または他の入所者に対して、この契約継続し難いほどの背信行為を行った場合。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合。
- (3) 利用者が介護認定を受けなかった場合。
- (4) 利用者が死亡した場合。

第10条（秘密保持）

事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条（身元引受人）

利用者は、身元引受人を定めるものとします。身元引受人については、別紙【身元保証書】により定めるものとします。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

第12条（身元引受人の変更）

利用者は、身元引受人が死亡若しくは変更する時はその旨を直ちに事業者へ通知し、新たに身元引受人を立てるものとします。

第13条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。なお、受診等については原則としてご家族の対応となります。

第15条（連携）

事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条2項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条（契約の変更）

介護保険法改正等にかかわる契約書の変更が生じた場合は【契約書別紙】及び【重要事項説明書】への同意により行ないます。

第18条（本契約に定めのない事項）

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者〈住所〉 東京都東村山市富士見町2丁目7番地40号
〈事業者名〉 社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会
〈代表者名〉 特別養護老人ホーム ひかり苑
施設長 河野雄太 印

利用者〈住所〉
〈氏名〉 印

代理人〈住所〉
〈氏名〉 印

同意書

短期入所生活介護におけるサービス提供について、必要がある時はサービス提供事業者及び担当者等に対して、私及び私の家族の個人情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

利用者
〈住 所〉

〈氏 名〉

印

家族（または身元引受人）
〈住 所〉

〈氏 名〉

印

指定短期入所生活介護 ひかり苑 契約書別紙

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話：042-398-1801（9時～17時まで）

担当：生活相談員

2 サービスの内容

(1) ご利用場所 東村山市富士見町2丁目7番地40号 ひかり苑

(2) 居室
多床室または従来型個室になります。

(3) 食事
原則食堂での食事となりますが、体調等により居室配膳を行います。

朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

(4) 入浴
体調等を考慮しながら入浴していただけます。ただし、状態に応じ清拭となる場合があります。

(5) 介護
ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。
(着替え・排泄介助・食事等の介助、体位変換、シーツ交換、施設内の移動等)

(6) 機能訓練
心身の状況等に応じて、必要な機能を回復または減退を防止する訓練を適時行います。

(7) 健康管理と医療
短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。また、状況に応じて緊急連絡票に記入された主治医と連絡を取り対応いたします。

(8) 理美容
施設では月に1回、毎月第1水曜日に理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

3 介護保険が定める法定料金（サービス単位が1単位＝10.83円となります）【1日概算】

(1) 基本サービス（令和6年4月1日～）

要介護区分		単位数	費用	自己負担分 【1割負担】	自己負担分 【2割負担】	自己負担分 【3割負担】
予防	要支援1	451	4884円	489円	977円	1466円
	要支援2	561	6075円	608円	1215円	1823円
介護	要介護1	603	6530円	653円	1306円	1959円
	要介護2	672	7277円	728円	1456円	2184円
	要介護3	745	8068円	807円	1614円	2421円
	要介護4	815	8826円	883円	1766円	2648円
	要介護5	884	9573円	958円	1915円	2872円

(2) 加算料金 (サービス単位が1単位=10.83円となります)【1日概算】

加算又は減算項目	単位数	加算又は減算の算定要件等
看護体制加算(Ⅰ) (介護予防を除く)	4単位/日	常勤の看護師を1名以上配置していること。
看護体制加算(Ⅱ) (介護予防を除く)	8単位/日	看護職員を常勤換算方式で入所者数が25又はその端数を増す毎に1名以上配置していること。 ・当該事業所の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。
看護体制加算 (Ⅲ)イ (介護予防を除く)	12単位/日	看護体制加算(Ⅰ)の要件を満たすこと。 前年度又は算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。 定位要件29名以下が対象。
看護体制加算 (Ⅲ)ロ (介護予防を除く)	6単位/日	看護体制加算(Ⅰ)の要件を満たすこと。 前年度又は算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。 定位要件30名以上50名以下が対象。
看護体制加算 (Ⅳ)イ (介護予防を除く)	23単位/日	看護体制加算(Ⅱ)の要件を満たすこと。 前年度又は算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。 定位要件29名以下が対象。
看護体制加算 (Ⅳ)ロ (介護予防を除く)	13単位/日	看護体制加算(Ⅱ)の要件を満たすこと。 前年度又は算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。 定位要件30名以上50名以下が対象。
医療連携強化加算 (介護予防を除く)	58単位/日	事業所要件 以下のいずれにも適合すること。 ・看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定していること。 ・利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。 ・主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。 ・急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。 利用者要件 以下のいずれかの状態であること。 イ 喀痰吸引を実施している状態。 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。

		<p>ハ 中心静脈注射を実施している状態。</p> <p>ニ 人工腎臓を実施している状態。</p> <p>ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。</p> <p>ヘ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態。</p> <p>ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。</p> <p>チ 褥瘡に対する治療を実施している状態。</p> <p>リ 気管切開が行われている状態。</p>
夜勤職員配置加算 (I) (介護予防を除く)	13単位/日	<p>・夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。</p> <p>*見守り機器を入所者の10%以上に設置していれば、最低基準を0.9人以上上回れば算定可能。</p>
夜勤職員配置加算 (III) (介護予防を除く)	15単位/日	<p>・夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。夜勤時間帯を通して、看護職員が喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。</p> <p>*見守り機器を入所者の10%以上に設置していれば、最低基準を0.9人以上上回れば算定可能。</p>
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	200単位/日	<p>医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用する事が適当であると判断した者に対し、短期入所生活介護を行った場合。</p> <p>※利用開始日から起算して7日。</p>
若年性認知症 利用者受入加算	120単位/日	<p>受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</p> <p>※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定不可。</p>
機能訓練体制加算	12単位/日	<p>専従の機能訓練指導員を1名以上配置しているものとして届け出ていること。</p> <p>対象資格：はり師・きゅう師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。</p>
個別機能訓練加算	56単位/日	<p>専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を1名以上配置していること。</p> <p>・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。</p> <p>・個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>・機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。</p>

生活機能向上連携 加算 (I)	100単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問、通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供機関（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中止とした半径4km以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受ける事が出来る体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。 ・理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。 <p>※3月に1回を限度</p>
生活機能向上連携 加算 (II)	200単位/月 ※個別機能訓練 加算を算定して いる場合は 100単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問、通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。
療養食加算	8単位/回	<p>食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事が提供されていること。 ・医師の発行する食事箋に基づき提供されていること。 <p>※1日につき3回を限度</p>
在宅中重度者受入 加算 (介護予防を除く)	421単位/日	看護体制加算(I)又は(III)イ若しくは口を算定し(看護体制加算(II)又は(IV)イ若しくは口を算定していない場合に限る。)、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。
	417単位/日	看護体制加算(II)又は(IV)イ若しくは口を算定し(看護体制加算(I)又は(III)イ若しくは口を算定していない場合に限る。)、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。
	413単位/日	看護体制加算(I)又は(III)イ若しくは口及び(II)又は(IV)イ若しくは口をいずれも算定し、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。
	425単位/日	看護体制加算を算定せず、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。
認知症専門ケア 加算 (I)	3単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者又は認知症ケアに関する専門性の高い看護師を、対象者の数が20名未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20名以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増す毎に1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の

		伝達又は技術的指導に係る会議を定期的を開催していること。
認知症専門ケア 加算（Ⅱ）	4単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者又は認知症ケアに関する専門性の高い看護師を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ・当該施設における介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
利用者に対して 送迎を行う場合	184単位/回	利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合（片道）。
緊急短期入所受入 加算 （介護予防を除く）	90単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。 ・短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度とする。
看取り連携体制 加算	64単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかに該当すること。 （1）看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していること。 （2）看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員より、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ・看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 <p>※死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度。</p>
口腔連携強化加算	50単位/回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。 ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
生産性向上推進 体制加算（Ⅰ）	100単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	<p>以下の基準に適合していない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。 ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、基本報酬より減算。
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合、基本報酬より減算。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上であること。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	<p>以下のいずれかに該当する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。 ・看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。 ・短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。
連続61日以上短期入所生活介護を行った場合	介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数	<p>連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者。</p> <p>※長期利用について、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数とする。</p> <p>(併設型は、すでに長期利用者に対する減算によって介護福祉施設サービス費以下の単位数となっていることから、さらなる単位数の減は行わない。)</p>
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合	所定単位数から1日につき30単位を減算	<p>連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合。</p> <p>※連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない。</p>
連続31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合		連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所している利用者。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)令和6年5月迄		介護職員の賃金等の改善を行って基準に適合した事業所について算定されます。

介護職員等 特定処遇改善加算 加算(Ⅰ)(Ⅱ) 令和6年5月迄	技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、基準に適合した事業所について算定されます。
介護職員等ベース アップ等支援加算 令和6年5月迄	介護職員等の収入を引き上げる措置を講じるために、基準に適合した事業所について算定されます。
介護職員等 処遇改善加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ) 令和6年6月以降	介護職員等の確保に向けて、処遇改善や収入を引き上げる措置を講じるために、基準に適合した事業所について算定されます。 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を統合)

※ 実際の料金は月ごとに合算して計算するため、端数などに若干の差が出る場合があります。
 ※ 介護保険に関する料金(法定料金)について、重要事項説明書に記載していない項目に関しては、法令に基づく介護報酬基準額に準じるものとします。

(3) その他の所定料金

① 食費・居住費

食費	朝食： 470円	居住費(多床室)	855円/日
	昼食： 640円	居住費(従来型個室)	1,171円/日
	夕食： 540円	令和6年8月1日から	
	1日： 1,650円	居住費(多床室)	915円/日
		居住費(従来型個室)	1,231円/日

食費・居住費については「介護保険負担限度額申請」により所得に応じ以下の軽減制度を利用できます。申請は住所地の区市町村窓口で行ないます。

所得段階	食費	居住費	
		多床室	従来型個室
第1段階	300円	0円	320円 ※8月以降380円
第2段階	600円	370円 ※8月以降430円	420円 ※8月以降480円
第3段階①	1000円	370円 ※8月以降430円	820円 ※8月以降880円
第3段階②	1300円	370円 ※8月以降430円	820円 ※8月以降880円
その他 (第4段階)	1650円	855円 ※8月以降915円	1171円 ※8月以降1231円

※ このほか「高額介護サービス費用」申請を行うことで基準額を超えた費用が還付される制度もあります。詳しくはお住まいの区市町村までお問合せください。

② その他

日用品費用(選択)

内容	金額	備考
<input type="checkbox"/> 個人用箱ティッシュ	60円/1箱	*これらの日用品はご希望により左記金額にて購入することが出来ます。
<input type="checkbox"/> 個人用ペーパータオル	90円/1袋	
<input type="checkbox"/> 歯ブラシ・舌ブラシ・義歯ブラシ各種	110~460円/1本	
<input type="checkbox"/> 歯磨き剤・洗口液各種	10~100円/1か月	
<input type="checkbox"/> 歯磨きティッシュ	430円/1か月	

<input type="checkbox"/> 義歯洗浄剤	140円/1か月	
その他	実費	

個人電化製品使用料（選択）

<input type="checkbox"/> 電気代	60円/日
------------------------------	-------

個別サービス利用料（選択）

料金内容	金額
<input type="checkbox"/> 特別なお食事費用（お楽しみ食）	700円
<input type="checkbox"/> 特別なお食事費用（おせち料理）	1,300円
喫茶代	実費
教養娯楽等に係る材料費	実費
その他外部サービス利用費用	実費

4 相談・要望・苦情等窓口

連絡先	042-398-1801（通常は9時～17時）
担当者	生活相談員

私は、契約書および本書面により、事業者から上記内容の説明を受け、了承しました。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者〈住所〉 東京都東村山市富士見町2丁目7番地40号
 〈事業者名〉 社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会
 〈代表者名〉 特別養護老人ホーム ひかり苑
 施設長 河野雄太 印

利用者〈住所〉
 〈氏名〉 印

代理人〈住所〉
 〈氏名〉 印

